

集積所利用規定

ボランティア清掃用集積所のご利用にあたって、次の事項を守り、ご利用ください。

- (1) 事前にボランティア清掃活動の届出をしてください。
- (2) 収集したごみは、下記のとおり分別をし、透明または半透明のビニール袋に入れ、集積所内の掲示された場所に排出してください。

分別方法

- ①焼却（ペットボトル含む） ②破砕（金属、陶器等） ③ビン
④缶 ⑤危険ごみ（電池、ライター等） ⑥刈草 ⑦剪定枝木

- (3) 缶、ビン、ペットボトルは水分を空にして排出してください。
- (4) 放置自転車、廃家電四品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）、パソコンおよびバッテリー・タイヤ等の自動車部品、消火器等の処理困難物は排出できません。
- (5) 使用後は施錠し、速やかに鍵を返却してください。
- (6) 多くのみなさんが、気持ちよく使っていただけますように、利用後は、各自で清掃のご協力をお願いします。
(なお、清掃道具は集積所内に備え付けております。)
- (7) その他、使用にあたって、ご不明な点のごみ減量推進課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

守山市 環境生活部 ごみ減量推進課
TEL 077-584-4692